

## 議案第30号

### 専決処分の承認を求めることについて

鶴ヶ島市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和4年5月27日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

### 提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、緊急に鶴ヶ島市都市計画税条例を改正する必要性が生じ、同年3月31日に鶴ヶ島市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、専決処分する。

鶴ヶ島市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和4年3月31日

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久